

VII 移動制限措置の解除

1 制限の解除

県防疫対策本部は、動物衛生課と協議の上、各制限区域を解除する。

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

①移動制限区域

次の要件をいずれも満たしたときに解除する。

ア 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了（と殺、焼却・埋却及び消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 10 日が経過した後実施する清浄性確認検査で、全て陰性を確認すること。

イ 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 21 日が経過していること。

②搬出制限区域

①のアの清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で全て陰性を確認した時に解除する。

③監視強化区域

次の要件をいずれも満たしたときに解除する。

ア 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了（と殺、焼却・埋却及び消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 28 日が経過した後実施する監視強化区域解除検査で、全て陰性を確認すること。

イ 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 28 日が経過していること。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

①移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザと同様に、(1)の①の要件をいずれも満たした時に解除する。

②搬出制限区域

発生状況検査において、当該移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての農場で陰性を確認した時に解除する。

③監視強化区域

高病原性鳥インフルエンザと同様に、(1)の③の要件をいずれも満たした時に解除する。

2 終息宣言

県防疫対策本部は、全ての制限の解除をもって、本病の終息を宣言する。

ただし、国内の発生状況等により、警戒態勢を継続する場合は、この限りではない。